

広域災害時の全国知事会の対応に係る課題提起について

平成 30 年 7 月 26 日

1 要旨

広域災害時の全国知事会の対応について、緊急広域災害対策本部を中心とした迅速な被災都道府県からのニーズの収集と、円滑な広域応援に係る調整につなげるため、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定書」(以下「協定」という。)等の見直しを検討する必要があると考え、以下のとおり課題提起いたします。

2 課題提起

(1) 災害対策都道府県連絡本部の役割の明確化及び緊急広域災害対策本部の設置基準の明確化

緊急広域災害対策本部の設置基準が不存在である。

このため、災害対策都道府県連絡本部の役割を明確化するとともに、広域応援に係る調整が必要な場合や、複数の都道府県に災害救助法の適用が見込まれる場合、災害対策都道府県連絡本部での対応が困難な場合などにおいては、緊急広域災害対策本部を設置するなどの設置基準の明確化が必要である。

また、本部長（全国知事会会長）の指揮の下、各常任委員会、特別委員会において、各所管分野に関する災害対応にあたることや、危機管理・防災特別委員会委員長が、本部長（全国知事会会長）の指揮の支援に努めるなど、具体的活動方針を決めておく必要がある。

(2) 総務省「被災市区町村応援職員確保システム」との連携の明確化

平成 30 年 3 月から施行された総務省「被災市区町村応援職員確保システム」を踏まえた内容に整理されていないため、総務省の他、全国知事会等で構成する「被災市区町村応援職員確保現地調整会議」の一元的な指揮の下、各自治体が広域応援を実施できるよう、同システムを踏まえた内容に整理し直す必要がある。

(3) 全国知事会事務局の体制の確保

特に初動時は、全国知事会事務局（調査第二部等）の限られた人員体制でのニーズの収集や広域応援に係る調整を余儀なくされることとなり、十分な対応が困難である。

このため、各都道府県東京事務所からの応援職員を加えた緊急広域災害対策本部の事務局体制（人員や役割分担等）を、あらかじめ整理しておく必要がある。

(4) 本部長（全国知事会会長）に事故があった場合の対応の明確化

本部長に事故があった場合について、あらかじめ本部長が指定する副本部長が代理を務めることとするなど、対応を明確化する必要がある。

【参考】

① 災害対策都道府県連絡本部（協定第 5 条）

本部長：全国知事会事務総長

目的：被災情報等の収集・連絡事務を迅速かつ的確に進める。

② 緊急広域災害対策本部（協定第 6 条）

本部長：全国知事会会長

目的：広域応援に係る事務を迅速かつ的確に実施する。

上記連絡本部が設置されている場合は、その事務を引き継ぎ情報収集・連絡事務を行うとともに、広域応援に係る調整、広域応援実施に係る記録・データの整理事務を行う。